

大津市社会教育委員（兼大津市立公民館運営審議会委員）公募要領

1 目的

大津市社会教育委員（兼大津市立公民館運営審議会委員）（以下「委員」という。）を委嘱するにあたり、広く市民の意見を社会教育行政に反映させるため、委員の一部を公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 募集人数

2人以内

3 応募資格

応募資格は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 本市に住所、勤務先又は通学先を有すること。
- (3) 国又は地方公共団体の職員又は議会の議員でないこと。
- (4) 応募日現在において、本市の附属機関等の委員でないこと。
- (5) その他教育長が必要と認める要件

4 委員の任期

令和6年7月7日から令和8年7月6日までの2年間

5 委員の職務内容等

委員は、大津市社会教育委員会議及び大津市立公民館運営審議会（以下「会議」という。）に出席し、本市の社会教育の振興及び公民館の運営に関する必要な事項について審議等を行う。

- (1) 会議は、この公募により選ばれた委員と学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者等で構成する。
- (2) 会議に出席した場合、本市が規定する報酬を支給する。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負うものとする。

6 応募方法

(1) 応募期間

令和6年5月13日から6月14日（当日必着）まで

(2) 応募書類

大津市社会教育委員（兼大津市立公民館運営審議会委員）応募書及び作文（テーマに基づく意見や提案等を800字以内にまとめたもの。書式は自由とする。）

なお、応募にかかる書類は返還しないものとする。

(3) 応募先

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

大津市教育委員会事務局生涯学習課

(4) 応募手段

応募は、次に掲げる手段によるものとする。

- ①郵便（配達記録又は簡易書留）
- ②生涯学習課へ直接提出

7 委員の選考方法

大津市社会教育委員（兼大津市立公民館運営審議会委員）選考委員会において書類審査により行う。

8 選考結果

選考結果については、速やかに応募者全員に通知するものとする。